

本校における与薬に関する規則

1 与薬の基準

幼児児童生徒が、主治医からの指示で、学校生活中および寄宿舎生活中に服薬の必要がある場合、保護者からの依頼により職員による薬剤の保管・服薬の介助（以下与薬）を可能とする。

2 与薬依頼の手続き

(1) 保護者が与薬依頼書を記入し、薬剤情報のコピーと服薬日数分の薬剤とともに学校に提出する。

(2) 学校は、提出されたものが以下の条件を満たしているか確認し、問題がないと認められる場合のみ許可する。

① 学校用・寄宿舎用：医師の処方した薬剤であること。

頓服用：医師の処方した薬剤、または、市販の痛み止め（頭痛・月経痛等）、かゆみ止め（虫刺され等）、酔い止め（乗り物酔い等）。ただし、以下のものに限る。

・本人が日常的に使用しており、副作用が出る可能性がないこと。

・他に使用している薬剤がある場合、飲み合わせ等の確認を主治医と行っていること。

※市販のかぜ薬は与薬を行わない。

② 薬剤の使用法や、与薬後の経過観察に専門的な配慮が必要でないこと。

③ 持参された薬剤が使用期限内であること。

④ 与薬依頼書・薬剤情報・持参した薬剤の内容に相違がないこと。

(3) 保護者は、与薬依頼書の記載内容に変更がある場合は、再度与薬依頼書を学校に提出する。

(4) 長期の与薬が必要な場合、保護者は学期ごとに与薬依頼書を提出する。

3 与薬時の注意

(1) 学校は、与薬をしたことを、与薬後の空袋の返却および連絡帳への記入により保護者へ報告する。

(2) 与薬後、幼児児童生徒に体調不良が認められる場合は、学校は速やかに保護者に連絡する。保護者は学校との連絡を密に行う。